商業調査票甲

（指定統計 第23号）

都道府県名	郡市区名
◎	◎

※審査用	1	2	3	一連番号
				◎

記入にあたつては、裏面のそれぞれの該当の記入注意を必ず参照すること。
◎欄は、都道府県で記入すること。※欄は、記入しないこと。

1	商店名	定まつた名称がない場合は、事業主の氏名を記入すること。	
2	商店所在地	都道府県名、郡市区名、町村名、大字名、丁目および番地を記入すること。	
3	商店の本支店別	次の区分にしたがつて、○印をつけること。本社、本部等は、本店とし、支社、支部、分店等は、支店、出張所とし、支店、出張所のない商店は、本店とすること。	1 本店　2 支店　出張所
4	経営組織	次の区分にしたがつて、○印をつけること。ただし、支店、出張所の場合は、本店の経営組織によること。	1 株式会社　2 合名会社　3 合資会社　4 有限会社　5 組合　6 個人　7 その他
5	業名	この店の通常の呼名を記入すること。たとえば呉服店、小間物店、酒店、果物店、荒物雑貨店、洋品雑貨店等のように記入すること。	
6	業態	次の区分にしたがつて、主とするものに◎印、従とするものに○印をつけること。	1 卸売業（貿易業を除く。）　2 貿易業　3 各種商品小売業　4 専門品小売業　5 製造小売業　6 飲食店　7 代理商および仲立業
7	売場面積	この商店が商品を販売するために使用している面積を記入すること。したがつて、店舗または売場を借りている場合は含むが、貸している場合は含まない。	Ⓐ—1　坪

8 従業者数

常用労働者とは、賃銀の支払いをうけて雇われている者で、臨時、日雇の労働者を除く。

臨時、日雇の労働者とは、三十日以内の期間を定めて雇われた者および日々雇われる者をいう。

イ 昭和27年9月1日現在従業者数

区分		男 人	女 人	計 人
B—1 事業主				
B—2 家族従業者				
B—3 会社および団体の有給役員				
常用労働者	B—4 通勤			
	B—5 住込			
合計 Ⓐ—3				
B—6 臨時、日雇の労働者				

ロ 月別常用労働者数

毎月1日現在の人員を記入すること。ただし、前月末日に最も近い給与締切日における在籍数を記入してもよい。

B—7 昭和26年10月	人	4月	人
B—8 11月	人	5月	人
B—9 12月	人	6月	人
B—10 昭和27年1月	人	7月	人
B—11 2月	人	8月	人
B—12 3月	人	9月	人
		Ⓐ—2合計	

9	資金借入先	次の区分にしたがつて、通常取引をしているもののうち、主とするものに◎印、従とするものに○印をつけること。	1 銀行　2 商工組合中央金庫　3 国民金融公庫　4 信用金庫　5 生産業者　6 卸売業者　7 無尽　8 個人金融業　9 その他
10	商品手持額	手持商品の総額を仕入原価で記入すること。ただし、昭和27年9月1日現在で記入が困難な場合は、これに最も近い決算期日現在によつてもよい。この場合は、その年月日を明記すること。	昭和27年9月1日現在　円 決算期日現在によつた場合　昭和27年　月　日現在　Ⓐ—4

証明

この調査票に記入した事項は、私が知り、かつ、信ずる限り正確、完全であることを証明します。

1 事業主の住所および氏名または名称および所在地

2 責任者の職名、氏名およびなつ印

11	商品仕入先	次の区分にしたがつて、主とするものに◎印、従とするものに○印をつけること。	国内：1 生産業者　2 卸売業者　3 その他　／　4 外国

12 商品販売先別売上額割合

次の区分にしたがつて、昭和26年9月1日より昭和27年8月31日までの1年間における売上額の割合を記入すること。

1 卸売業者	2 小売業者	3 工場、鉱山、官庁およびその他の消費用使用者	4 一般消費者	5 外国	計
C—1 割	C—2 割	C—3 割	C—4 割	C—5 割	10割
※	※	※	※	※	※

13 商品の年間売上額

昭和26年9月1日より昭和27年8月31日までの1年間の商品売上額を月別に記入すること。

昭和26年			昭和27年		
D—1	9月	円	1月	円	5月 円
D—2	10月	円	2月	円	6月 円
D—3	11月	円	3月	円	7月 円
D—4	12月	円	4月	円	8月 円
			Ⓐ—5 合計		円

14 商品別売上額等

昭和27年8月1日より8月31日までの1箇月間の商品売上額を商品分類表により商品別に記入すること。

一般消費者に販売したものは小売欄に、卸売業者、小売業者、工場、鉱山、官庁その他の事業用使用者および外国に販売したものは卸売欄に記入すること。

※分類番号 F—1	商品名	売上額 卸売 F—2	売上額 小売 E—3	手数料 商品売買によるもののみを記入すること。E—4
	計	円	円	円

15	修理料およびその他のサービス料	昭和26年9月1日より昭和27年8月31日までの1年間における修理料、受託加工賃およびその他のサービス料の総額を記入すること。	Ⓐ—6　円

16 営業支出額

昭和26年9月1日より昭和27年8月31日までの1年間に支払つた、または支払うべき支出を、次の区分にしたがつて記入すること。

商品の仕入額および税金を含めないこと。

1 給与額				2 その他の営業支出額	合計
会社および団体の有給役員 F—1 円	常用労働者 F—2 円	臨時、日雇の労働者 F—3 円	計 Ⓐ—7 円	Ⓐ—8 円	(1+2) 円

17	帳簿組織	イ 商品仕入額、売上額、営業支出額等を記録するための帳簿の有無について該当のものに、○印をつけること	有・無
		ロ 帳簿をもつている場合は、該当のものに○印をつけること。	単式・複式

※符号	郡市区	3	4	業種	6	票番	7	8	9	11	17イ	17ロ

備考	市区町村吏員なつ印	調査員なつ印

通商産業省

通商産業省保存用

21 この調査は、商業統計表および商品名簿を作成するために使用される。したがつて個々の調査票は、徴税その他直接業者に利害関係を生ずるような目的には使用しない。この調査は、統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）に基く指定統計であるから申告しなかつた場合、虚偽の申告をした場合、この調査の事務に従事する公務員が、調査の内容を、もらした場合等においては同法によつて処罰される。

Sample

記入注意

一 一般事項

イ 調査の時期に、休業中のものでも、この調査票を提出しなければならない。
休業の場合は、休業した時期と休業前の従業者数を備考欄に記入すること。

ロ 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明瞭に記入すること。該当事項に、○印をつける方法としては、該当事項が文字だけの場合は、文字を○でかこみ、文字に番号が冠している場合は、その番号を○でかこむこと。

ハ 売場面積は坪単位とし、金額は円単位とし、単位以下は切捨てること。

記載すべき欄に、書きつくせない場合は、補助紙を用い、必ず「以下補助紙につづく」または「以下別紙」などの字句を記入し、なお、補助紙には必ず商店名を附記すること。

二 調査事項

4 経営組織

イ 企業組合で、経営の実体が、全く個人経営と同じようなものであっても、これは法人格をもっているのであるから、組合として記入すること。

ロ 経営組織欄中「7その他」には、会社、組合、個人以外のもので、たとえば、地方自治体の経営にかかる商店等がはいる。

5 業態

この店が、通常呼ばれている名称を記入すること。たとえば、呉服店、文房具店、小間物店、酒店、菓子屋、魚屋、果物屋、荒物雑貨店、洋品雑貨店等のように記入すること。ただし、百貨店、飲食店、よろづ屋（割合事項「6業態」の説明を参照）は、そのまま「百貨店」「飲食店」「よろづ屋」と記入すればよい。

6 業態

商店の業態区分は、1卸売業　2貿易業　3各種商品小売業　4専門品小売業　5製造小売業　6飲食店　7代理商および仲立業であり、この店が前記のうち、いづれを主としているか、主とするものに◎印、従とするものに○印をつけること。

(一) 卸売業

卸売業とは、普通のかたちは、仕入商品を小売業者または他の卸売業者に販売するものを指すが、次に掲げるような業者に対し「業務用物資」を販売するものも卸売業である。

イ ホテル、旅館、病院の薬局、理髪店、美容院等のサービス業者に対し販売するもの

ロ 工場、鉱山等に対し原材料や燃料を販売するもの

ハ 官公庁、学校、会社、事務所に対し事務用品その他を販売するもの

ニ 土建業者、運輸業者その他の産業用使用者に対し販売するもの

ただし、個人経営の農、林、水産業者に対して業務用物資を販売するものは卸売業としないで小売業とする。

たとえば、個人経営の(イ)農夫に対して鍬、鋤、肥料等を販売するもの　(ロ)漁夫に対して網やその他の漁具を販売するもの　(ハ)木挽夫に対して斧ノコギリ等を販売するもの、これらのものが業務用に使用者に販売するとみないで小売業とする。したがつて、法人経営の農、林、水産業者、たとえば会社経営の農園あるいは漁業会社、森林会社等に対して、これらのものが業務用として使用する物資を販売するものは卸売業である。

(イ)農夫に対して鍬、鋤、肥料等を販売するもの　(ロ)漁夫に対して網やその他の漁具を販売するもの　(ハ)木挽夫に対して斧ノコギリ等を販売するもの、これらのものが業務用に使用者に販売するとみないで小売業とする。したがつて、法人経営の農、林、水産業者、たとえば会社経営の農園あるいは漁業会社、森林会社等に対して、これらのものが業務用として使用する物資を販売するものは卸売業である。

なお、実際には、商品の受渡を行わないが販売事務を主たる業務とする鉱工業会社の所謂販売事務所および販売支所は卸売業として記入すること。

◎貿易業

以上の卸売業を営むもののうち、売買の相手方が外国に所在するものは特に貿易業として記入する。したがつて国内における商品の売買、たとえば製造業者に物資を納売する。販売の相手方が外国人であるので貿易業としないで卸売業として記入すること。また特需関係の物資を仕入、販売するものも卸売業として記入すること。

(二) 小売業

小売業とは一般消費者（家庭消費者または個人消費者）に対して仕入商品（製造小売の場合は製品）を販売するものであるが、これを更にその業態によつて、次に掲げるように区分する。

(イ) 各種商品小売業
各種商品小売業とは、同一の店で衣服および身廻品、家具および什器類、日用品雑貨、金物および食料品等各種の商品を合せ販売していて、そのいづれが主たる販売商品であるかを決めることができないものをいう。百貨店およびよろづ屋がこれにあたる。

(ロ) 専門品小売業
専門品小売業とは、その販売している商品の性質用途が大体同一の種類またはこれに類似したものであり、これらの商品を主として販売している小売業をいう。たとえば洋服店、呉服店、魚屋、果物屋、金物店、酒店、乾物屋、米屋、玩具店、書籍店、家具店、自転車屋、ラジオ小売店、時計店、鞄屋、洋品雑貨店、小間物店、荒物雑貨店等がこれにあたる。

(ハ) 製造小売業
製造小売業とは、その店が製造した商品をその場所で直接個々の一般消費者に小売するものをいう。たとえば、豆腐屋が豆腐を製造してその店で小売する場合がこれにあたる。菓子屋、飴屋、瓦屋、桶屋、ブリキ屋、印版屋等にこの例が多い。

(ニ) 飲食店
飲食店とは、食堂、料理店、喫茶店、レストラン、カフェー、バー、キャバレー等のようにその場所で顧客に対して飲食させるものをいう。したがつて、仕出し屋、弁当屋のように、そこで料理したものをその場所で飲食させないものは、ここに含めないで製造小売業とする。

(三) 代理商および仲立業

(イ) 代理商とは、一定の商人のために、商品売買の代理をするものである。すなわち売手または買手のどちらかに従属して、売手または買手のために商品売買の代理業務をするものである。

(ロ) 仲立業とは売手にも買手にもどちらにも従属しないで、第三者の立場で商品売買の仲介をするものである。

以上の代理商および仲立業については、主として卸売関係の業務に従事して商品を自分のものとしないで、手数料またはその他の口銭を得て、商品売買の代理や仲立を行うものである。

7 売場面積

イ この店が商品を販売するために使用している売場の面積を記入すること。したがつて、その店舗または売場を他人から賃借して経営している場合であつても、実際に使用している売場面積を記入しなければならない。

ロ なお、売場面積には陳列棚、ショーウインドーおよび客の接待場所等の床面積を含めて記入し、商品保管用の倉庫、事務室は除くこと。

ハ 飲食店においては、飲食をするための座敷、食堂の面積も売場面積とし、帳場、調理場は除くこと。

ニ 製造小売業の場合は原則として、商品を製造するための作業所の面積は含めないこと。

ホ 材木屋、陶磁器販売店、花屋等においては、売場か置場かの区別が判然とし難い場合も多いが、そのようなときは、売場とみなして記入すること。

8 従業者数

従業者数を事業主、家族従業者、会社および団体の有給役員、常用労働者、臨時、日雇の労働者の区分に従つて昭和二十七年九月一日現在の人員を記入すること。

ただし、前月末にもつとも近い給与締切日の在籍数を記入してもよい。

長期欠勤者で一箇月以上いかなる給与も受けなかつた者および未復員者は在籍していても含めないこと。

(1) 事業主とは、個人経営の商店の主人である。

イ 事業主とは、個人経営の商店の主人である。

ロ 事業主とは、個人経営の商店の主人である。

(2) 家族従業者とは、事業主の家族（生計を共にしている同居の親族を含む）であつて主として、この店の業務に従事しているものをいう。

ただし、主として家事に従事しているものは含めないこと。

（注）「主として」の決定は、商店の業務に従事する時間と他の仕事に従事する時間の長短によること。以下同じ。

(3) 会社および団体の有給役員とは、会社にあつては社長、取締役、監査役等の重役をいい、団体にあつては理事、監査役等の役員をいう。なお、主としてこの店の業務に従事している者に限るのであるから、この店の会計に属する重役、役員等は記入しないこと。

(4) 常用労働者とは、賃銀の支払をうけて雇われているものであり、臨時または日雇の労働者を除いた常用のもので、主としてその店の業務に従事するもの、たとえば下男、女中のようなものは含まない。

したがつて、雇傭関係にあつても主として家事に従事するもの、たとえば下男、女中のようなものは含まない。

(5) 臨時または日雇の労働者とは、三十日以内の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいう。

ただし、臨時、日雇の労働者であつても三十日以上引き続いて雇われているものは、常用労働者とみなすこと。

(1) 製造小売業は、小売業として取扱うものであるから製造に従事する者を含めて記入すること。

(2) この店が管理している倉庫、置場等において商品の整理、保管等の作業に従事しているものがある場合は、それらのものもこの店の従業者に含めて記入すること。

なお、この店が管理している倉庫とは、自家倉庫のことであり、営業倉庫のことではないから、営業倉庫の従業者を記入してはならない。

10 商品手持額

イ この項には、商品の手持額を記入するのであるから製造小売業および飲食店で手持しているこの調査は、商品の所在の場所ごとに調査を行うものの場所に支店あるいは出張所をもつている場合でも、その支店あるいは出張所の分は含めないでこの店の分だけを記入すること。

ロ 商品手持額として記入すべきものは、必ずしもその場所にあることを必要としない。たとえば、営業倉庫に保管を委託してあるもの、あるいは、この店に属していて、他の場所にある自家倉庫、置場等にある商品は、この店の商品手持額として記入すること。

ハ 他に販売を委託してある商品はこの店の手持額として計入しないこと。

したがつて、他から販売をたのまれてこの店にある商品（受託品）は、これを手持額中に含めて記入すること。

ニ この店で買入れた商品が、調査日現在において、まだ売手の手元にあるかまたは輸送中であつても、販売済みであつて、まだ買手に引渡されず、売手の手元にある場合、売手の店は、この商品を手持額として記入しないこと。

ホ 掛買の商品も手持額中に含めて記入すること。

11 商品仕入先

イ 商品仕入先欄中「4その他」とは、たとえば、小売業者または家庭から仕入れたような場合を指す。

ロ 製造小売業・代理商および仲立業の場合は記入しなくて差支えない。

12 商品の販売先別売上額割合

イ 本項に指定する二つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合をそれぞれ該当欄に記入すること。たとえば、販売額の中八割が卸売業者、二割が工場というような場合は、○印と記入すること。それぞれ八割・二割のように記入すること。なお、一カ所だけの場合は、○印と記入すればよい。

ロ 以上の販売額の割合は過去一箇年間の実績（商業を始めてから一箇年未満の場合は、始めてからの実績）に基いて記入すること。

ハ 代理商および仲立業の場合は記入しなくて差支えない。

13 商品別売上額

イ 商品の年間売上額
商品の年間売上額とは、代理商および仲立業は手数料（口銭）は昭和二十六年九月一日より昭和二十七年八月三十一日までの一箇年間の商品売上額を月別に記入すること。

ロ 商品別売上額の商品名は、商品分類表によつて記入すること。

ハ 商業を始めてから一箇年未満または一箇月未満の場合は、商業を始めてからの実績を記入すること。

14 商品売上額

イ 掛売代金は売上額中に算入すること。

ロ 割賦販売の場合は商品を相手方に引渡した時を販売済とみなして、その販売商品の全金額を記入すること。

ハ 商品券の売上額は含めないこと。

ニ 船荷証券、貨物引換証、倉庫証券等による販売は、証券の裏書譲渡をしたとき商品の販売があつたものとして売上金額の中に算入すること。

ホ 売上額には物品税および遊興飲食税を含めて記入すること。

ヘ 修理料および他のサービス料
商品を販売するかたわらそれに附帯して修理またはサービスを営んでいる店はその修理料または販売するかたわらそれに附帯して修理または販売するかたわらサービスを行なうこと。たとえば時計屋で時計または販売するかたわらそれに附帯して修理または販売するかたわらサービス料とは、たとえば時計屋および補聴器屋における修理料、あるいは豊屋における営の裏返し賃等のサービス料金を指す。

15 営業支出額

イ 給与額を1箇月分として昭和二十六年九月一日より昭和二十七年八月三十一日までの一箇年間の商品売上額を月別に記入すること。

ロ 給与額には、勤労所得税を含めた現金給与額の一切を記入すること。

ハ 「その他の営業支出額」とは給与額、租税公課および商品仕入額を除く一切の営業上の支出をいう。

なお、その主なものをあげれば次のとおりである。

家賃および地代、広告費、交際費、通信運搬費、修理費、電灯料、電話料、保険料、消耗品費、減価償却費、手数料、水道料、倉敷料、機賃費、利子、割引料および雑費等

ニ 家計上の支出は原則として含めないが、家賃、地代、電灯料、電話料および水道料等のようなもので、分離ができないものは便宜上含めて差支えない。

16 帳簿組織

イ 単式簿記
単式簿記とはその帳簿の形式も簡単で、記帳の方法も常識に基くものであり、日記帳または大福帳的な帳簿をいう。

ロ 複式簿記
複式帳簿とは、一定の原則に基きまたは一定の技術的な方法によつて整然と記帳が行われ、事業の凡ての財産の計算を行うほか、損益計算書、貸借対照表等を作成できるものである。

Sample